

令和8年1月29日

保護者の皆さんへ

大阪市立友渕中学校  
校長 上田 健二

## 令和8年度（2026年度）就学援助制度の申請について

平素は、本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪市では、経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、必要な援助を行う「就学援助制度」を設けています。援助を希望される方は、「令和8年度（2026年度）就学援助制度のお知らせ」のパンフレットをご覧いただき、申請書類の提出をお願いいたします。

なお、令和7年度が認定であった方も、申請理由に当てはまる場合は毎年申請が必要ですので、申請を忘れないようにしてください。

また、「早期1」申請（12月19日締切分）で申請済の方は、今回の申請は不要です。

### 記

#### 1 提出期限

申請区分（審査方法）	申請書類の提出期限	申請理由
早期2申請（書類審査）	令和8年3月12日（木）まで	①～⑪が対象
一般1申請（税情報利用）	令和8年5月12日（火）まで	①または⑫のみが対象
一般2申請（書類審査）	令和8年6月30日（火）まで	①～⑫すべてが対象

※ 申請理由が①～⑪の方は、できるだけ「早期2申請」で申請を行ってください。

#### 2 提出先及び提出方法

- (1) 申請書類は、生徒が在学または入学予定の中学校まで提出してください。  
※ 友渕中学校へ送付の場合の住所：〒534-0016 大阪市都島区友渕町1-5-151
- (2) 都島区内の小学校にきょうだいが在学する場合は、小学校または中学校のいずれかにまとめて提出することができます。（申請書類は、小学校在学児童分と中学校在学生徒分の2枚の提出が必要となります。）
- (3) 申請書類にはたいへん重要な情報が記載されています。必ず、保護者の方が持参もしくは学校へ送付いただくようお願いします。（郵送でご提出の場合、郵送料は保護者様でご負担ください。）
- (4) 受付の際、「受領書」を発行します。（郵送の場合は「受領書」を郵送させていただきます。）万が一、申請書類を出したのに受領書が届かない場合はお手数ですが、学校までご連絡ください。

#### 3 その他

申請手続きについて、何かご不明な点がありましたら本校の就学援助担当（電話：06-6928-1970）までお問合せください。

一般1申請（税情報利用）を予定されている方は、裏面もご覧ください。

## 一般1申請（税情報利用）を予定されている方へ

「税情報の利用」とは、大阪市内に居住（令和8年1月1日現在）している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。

申請理由①「市民税が非課税の方」または申請理由⑫「経済的に困っており、令和7年中（令和8年度）の世帯全員の合計所得が所得基準額以下の方」は、税情報を利用して申請することができます。

詳しくは「令和8年度（2026年度）就学援助制度のお知らせ」の3ページをご覧ください。

- 「申請書兼世帯状況票」中ほどの《市民税額・所得金額等の確認方法》で「 税情報を利用する。」にチェック☑を入れ、申請者名を署名してください。
- 令和8年1月1日現在の住所が、大阪市外の方については利用できません。大阪市外の方はお住まいだった市区町村の課税（所得）証明書が必要です。
- 所得税の確定申告の情報、令和7年末までに会社等で年末調整された所得情報、または市税事務所等で令和8年3月16日（月）までに申告された所得情報が提供されます。申告をされていないなど税情報が提供されない時は、追加で証明書類の提出が必要になることがあります。

※ 申告手続きの詳細については市税事務所までお問合せください。

### （参考）

大阪市ホームページ「令和8年度分 市民税・府民税の申告について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000382595.html>

※ 申告期限 令和8年3月16日（月）



一般1申請にあたっては、次の点を確認してください。

#### ■申請理由①「市民税が非課税の方」の場合

- 生計を一にする世帯全員（平成20年4月1日以前に生まれた方）が非課税（所得割額・均等割額ともに0円）ですか
- 申告者に控除対象配偶者及び扶養控除を受ける者を加えた人数と「申請書兼世帯状況票」に記入した世帯人数は同じですか

#### ■申請理由⑫「経済的に困っており、令和7年中（令和8年度）の世帯全員の合計所得が所得基準額以下の方」の場合

- 生計を一にする世帯全員（平成20年4月1日以前に生まれた方）の申告が行われていますか
- 生計を一にする世帯全員の所得の合計額が、所得基準額以内ですか
- 借家等の場合、賃貸契約書等のコピーは提出されましたか